

札幌電協 第86号
平成28年10月31日

組合員 各位

札幌電気工事業協同組合
理事長 小野寺 涼一



「労働災害撲滅宣言」活動の緊急実施について（お願い）

拝啓 秋冷の候 組合員各位におかれましてますますご健勝の事とお慶び申し上げます。
日頃より当組合事業に対しましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、北海道電力(株)関連工事において去る8月31日に石狩湾新港火力発電所建設所で足場倒壊による死亡災害が発生し、さらに10月14日、函館市内で鉄塔上の66kv送電線作業中に、送電線工事会社の社員の方が長幹がいし上部に接近・接触して感電受傷し、重篤な状況に陥る災害が発生するなど至近2ヶ月間に7件もの重傷を伴う災害が多発しております。

北海道関連工事安全衛生協議会では、このような非常事態を踏まえ、これ以上の労働災害発生に歯止めを掛けることを目的に「労働災害撲滅運動」を展開します。

当組合と致しましても、冬季を控え工事追い込み期であることから、組合員の全職場において日常の安全活動に加え、積極的に職場実態に即した運動を下記のとおり展開して頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 重点目標 『墜落・転落災害防止』
2. 運動期間 本文到着次第～11月30日（水）の期間
3. 実施事項 別紙「労働災害撲滅宣言」を作業責任者が作成し、作業現場内の作業員が目にする箇所に掲示する。
4. 添付資料
 - (1) 【緊急実施】 全社労働災害撲滅運動実施要領
 - (2) 重大災害を踏まえた「労働災害撲滅宣言」活動の実施について
 - (3) 労働災害撲滅宣言様式（雛形）※ 札幌電協 HP でもダウンロード出来ます (<http://www.satsudenkyo.or.jp>)
 - (4) 災害速報（H28.10.14 発生災害）

以上



【緊急実施】 全社労働災害撲滅運動 実施要領

1. 運動趣旨

- 10月14日、当社発注の送電線工事で感電による重大な労働災害が発生し、関連工事業界の方が重篤な状態である。
8月31日に石狩湾新港火力発電所建設所で足場倒壊による死亡災害が発生し、全社で災害防止の徹底に取り組んでいる最中であっただけに悔やまれるとともに、関連工事で当社事業を支えて頂いている方々がこのような状態に陥っていることは痛恨の極みである。
- 今年度の災害発生状況を見ると、その発生件数は従業員、関連工事業界とも既に昨年度を上回る勢いで発生しており、とりわけ関連工事業界においては至近2ヵ月間に7件もの重傷を伴う災害が多発している。
- このため、冬季を控え工事追い込み期にあることから、これ以上の労働災害発生に歯止めを掛けることを目的に全社を挙げて「労働災害撲滅運動」を展開する。
- 「何年も災害が発生していない」という職場でも、災害はその隙を衝いて発生するものであり、更なる危険に対する感受性を高める努力が必要である。
グループ各社、関連工事業界と連携を密にし、工事所管部門はもとより全職場において日常の安全活動に加え、積極的に職場実態に即した運動を展開する。

2. 重点目標

【墜落・転落災害】、【感電災害】、【挟まれ・巻き込まれ災害】
<ゼロ災害>

3. 運動期間

10月20日（木）から11月30日（水）の期間

4. 重点実施事項

- (1) 社長メッセージの発信
- (2) 現場安全パトロールによる安全作業確認および受注会社との意見交換【当社および受注会社】
期間中に実施している工事について、以下の安全パトロールを実施するとともに、適宜、現場管理者等との意見交換を実施する(事業所長パトロールは可能な限り協力会社代表者とともに実施)。
 - a. 役員によるパトロール【随時】
 - b. 事業所長によるパトロール【週1回程度】
 - c. 部門間交換パトロール【随時】
- (3) 現場ごとの安全宣言【別途、関連工事安全協議会を通じて依頼】
各現場の安全衛生の要となる管理者の決意表明および現場全体の安全意識高揚を主眼に、現場安全管理者による『安全宣言』活動を実施する。
- (4) ゼロ災チーム活動の実施【当社(全職場)】
全職場のゼロ災チーム活動で災害およびヒヤリ・ハット事例の共有や安全意識を高揚し、危険感受性を高めるための活動を推進する。職場管理者は適宜、チームリーダーをバックアップする。
- (5) その他各職場の自主的活動【当社(全職場)】
その他、各職場で労働災害防止に向けた独自の活動を実施する。

- ・安全衛生委員会設置事業所は、事業所の実施内容を定例委員会で報告する。
- ・各地域の安全衛生所管支店(旭川・札幌・釧路・苫小牧・函館)企画総務G安全担当は、運動終了後に地域内事業所の実施内容を聞き取り・取り纏めの上、人事労務部に報告する。

【お願い】 重大災害を踏まえた「労働災害撲滅宣言」活動の実施について

【実施の目的】

- 安全衛生の要となる各現場の安全管理責任者の皆さんの考えを現場で働く作業員一人ひとりが共有しながら、一体となって安全意識・危険感受性を高めていくことが、労働災害の防止に繋がるものと考えております。
- については、電力関連工事においても、安全管理責任者の方々が労働災害防止に向けて「自らが何をを行うのか」を具体的に現場に掲示し、作業員一人ひとりに、労働災害撲滅に取り組んでいる意気込みを表明する、現場ごとの「労働災害撲滅宣言」掲示活動の実施についてご協力をお願いいたします。
- この活動は北海道労働局主唱の平成28年度「建設工事追い込み期労働災害防止運動」においても推奨されておりますので、既に取り組まれている会社様もあることとは思いますが、かかる非常事態を受け、電力関連工事に関しても積極的取り組んでいただきたく、重ねてご協力をお願いいたします。

【作成・掲示の方法】

北海道関連工事安全協議会における本労働災害撲滅宣言は、作業現場毎に作成することを基本としていますが、配電工事の現場は工事期間が短期間となるため、中央配電部会においては、労働災害撲滅運動期間中（10/20 から 11/30 まで）の「労働災害撲滅宣言」として、作業班における作業班長または作業責任者の皆さんに、本運動の重点目標【墜落・転落災害】、【感電災害】、【挟まれ・巻き込まれ災害】から撲滅目標を選定いただき、以下の要領で、「労働災害撲滅宣言」を記載ください。

なお、各組合・協会については、統一した「労働災害撲滅宣言」での実施をお願い致します。

1. 「労働災害撲滅のため私達はこうします！」の欄に、労働災害を撲滅するため「私は〇〇します」と自らの行動を記入してください。
その際、宣言内容として、具体的かつわかりやすい表現で、安全管理の責任者の皆さんが宣言内容を実行していることが作業員全員に伝わるような内容となるよう心がけてください。
2. 「基本方針」の欄に、各会社や事業所が定めた労働災害撲滅に向けた基本方針を記入してください。
3. 会社名・安全管理者欄に必要事項を記入してください。

- 記載後、ラミネート加工するなどして、作業現場内の目につきやすい場所や休憩所など、作業員が日常的に目にする複数の箇所に掲示してください。

(添付資料)

労働災害撲滅宣言（雛形）

以上